

## 6. 生活支援に関する施策

## 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施した。

### 母子家庭等日常生活支援事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成20年度	17か所 (100.0%)	27か所 (69.2%)	1,004か所 (57.6%)	1,048か所 (58.2%)
平成21年度	17か所 (94.4%)	26か所 (63.4%)	985か所 (56.7%)	1,028か所 (57.2%)

### 母子家庭等日常生活支援事業の実績

	区分	実件数	延べ件数
平成20年度	母子家庭・寡婦	3,884件	29,673件
	父子家庭	282件	6,850件
	合計	4,166件	36,523件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施した。

### (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	355か所	364か所	430か所	511か所	546か所	613か所

※ 平成20年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

### (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	107か所	134か所	210か所	236か所	268か所	304か所

※ 平成20年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

## ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、母子家庭等の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施した。

### (1)生活支援講習会等事業

母子家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

### (2)健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうした問題を抱えた者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行う。

### (3)土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、母子家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

### (4)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

### (5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

## ひとり親家庭生活支援事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成20年度	10 (58.8%)	15 (38.5%)	765 (43.9%)	790 (43.9%)
平成21年度	11か所 (61.1%)	16か所 (39.0%)	766か所 (44.1%)	793か所 (44.2%)

## ひとり親家庭生活支援事業の実績

		平成19年度		平成20年度	
		母子	父子	母子	父子
ひとり親家庭 生活支援事 業実施状況	生活支援講習会等事業	15,359件	74件	14,943件	40件
	健康支援事業	558件	0件	609件	0件
	土日・夜間電話相談事業	2,959件	62件	3,892件	31件
	児童訪問援助事業	889件	106件	804件	209件
	ひとり親家庭情報交換事業	515回		443回	

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

### (1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

### (2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、子育て世帯(妊娠している方又は満20歳未満の子と同居していて、かつ扶養している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇、空家募集(先着順)における優先申込期間の設定等の措置を行っている。

### (3) 民間賃貸住宅

国においては、平成18(2006)年度に、地方公共団体、仲介事業者、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設し、子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、平成19(2007)年度より、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターにおいて滞納家賃の債務保証等を実施しており、平成21年度には、滞納家賃の保証月数を6ヶ月から12ヶ月に拡充したところである。

### (4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

## 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設

### 施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設数	287施設	287施設	285施設	297施設	287施設	278施設
入所世帯数	4,366世帯	4,297世帯	4,108世帯	3,948世帯	4,071世帯	4,028世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」(各年度末)

### 母子生活支援施設の入所理由別入所状

(単位：世帯)

入所理由	総数					
	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)
平成16年度	2,569 (100.0%)	1,219 (47.5%)	506 (19.7%)	483 (18.8%)	166 (6.5%)	111 (4.3%)
平成17年度	2,585 (100.0%)	1,258 (48.7%)	552 (21.4%)	443 (17.1%)	169 (6.5%)	75 (2.9%)
平成18年度	2,589 (100.0%)	1,350 (52.1%)	484 (18.7%)	446 (17.2%)	164 (6.3%)	76 (2.9%)
平成19年度	2,337 (100.0%)	1,272 (54.4%)	392 (16.8%)	360 (15.4%)	194 (8.3%)	65 (2.8%)
平成20年度	2,144 (100.0%)	1,095 (51.0%)	431 (20.1%)	357 (16.7%)	161 (7.5%)	66 (3.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

## 母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,517 (100.0%)	527 (34.7%)	227 (15.0%)	41 (2.7%)	461 (30.4%)	120 (7.9%)	141 (9.3%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年度)  
 ※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

## (参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

総数	持ち家	借家総数				同居	その他	
		公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅			
普通世帯	49,804.4 (100.0%)	30,316.1 (60.9%)	2,088.9 (4.2%)	918.0 (1.8%)	13,365.5 (26.8%)	1,397.6 (2.8%)	184.6 (0.4%)	21.5 (0.0%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成20(2008)年)



# 7. 自立を促進するための経済的支援等

(児童扶養手当)

## 児童扶養手当制度の概要(現行)

<b>1. 目的</b>	離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。
<b>2. 支給対象者</b>	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母又は養育する者（祖父母等）。
<b>3. 予算額</b>	1,614.6億円（21年度予算・国庫負担分）      1,678.4億円（22年度予算案・国庫負担分。父子も含む）
<b>4. 手当の支給主体及び費用負担</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者） 支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3</li> <li>・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）      平成21年3月末      387人 支給主体……国      費用負担……国 10/10</li> </ul>
<b>5. 手当額（月額）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人の場合      全部支給 41,720円、一部支給 41,710円から9,850円まで</li> <li>・児童2人以上の加算額 2人目      5,000円 3人目以降1人につき      3,000円</li> </ul>
<b>6. 所得制限限度額(収入ベース)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人      全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円</li> <li>・扶養義務者(6人世帯)      610.0万円</li> </ul>
<b>7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者(母のみ)</li> </ul> <p>支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。</p>

### 8. 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による遺棄 世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

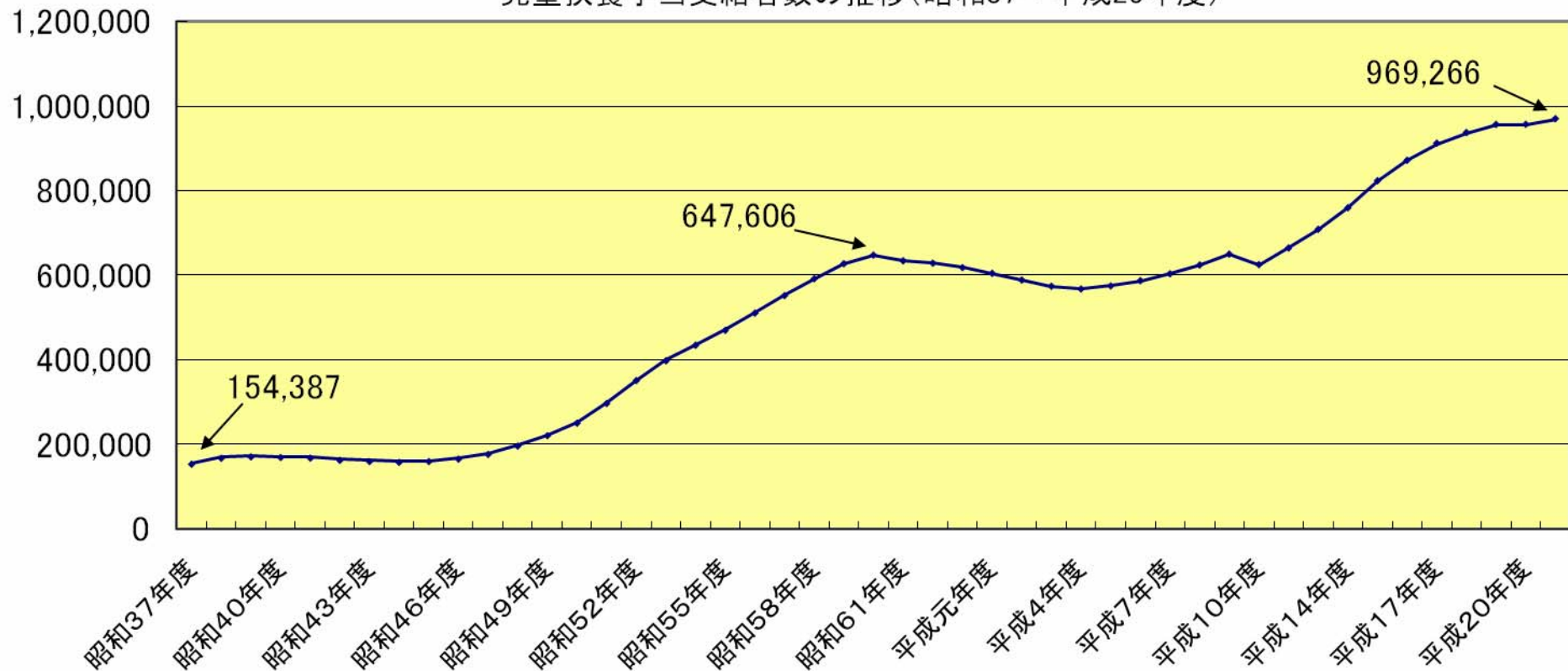
## 児童扶養手当受給者数の推移

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成10年度末は625,127人、平成20年度末は969,266人となっている。

○平成20年度末において、全部支給者は563,991人(58.2%)、一部支給者は405,270人(41.8%)である。

(注)平成20年度末の受給者数は概数値。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成20年度)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

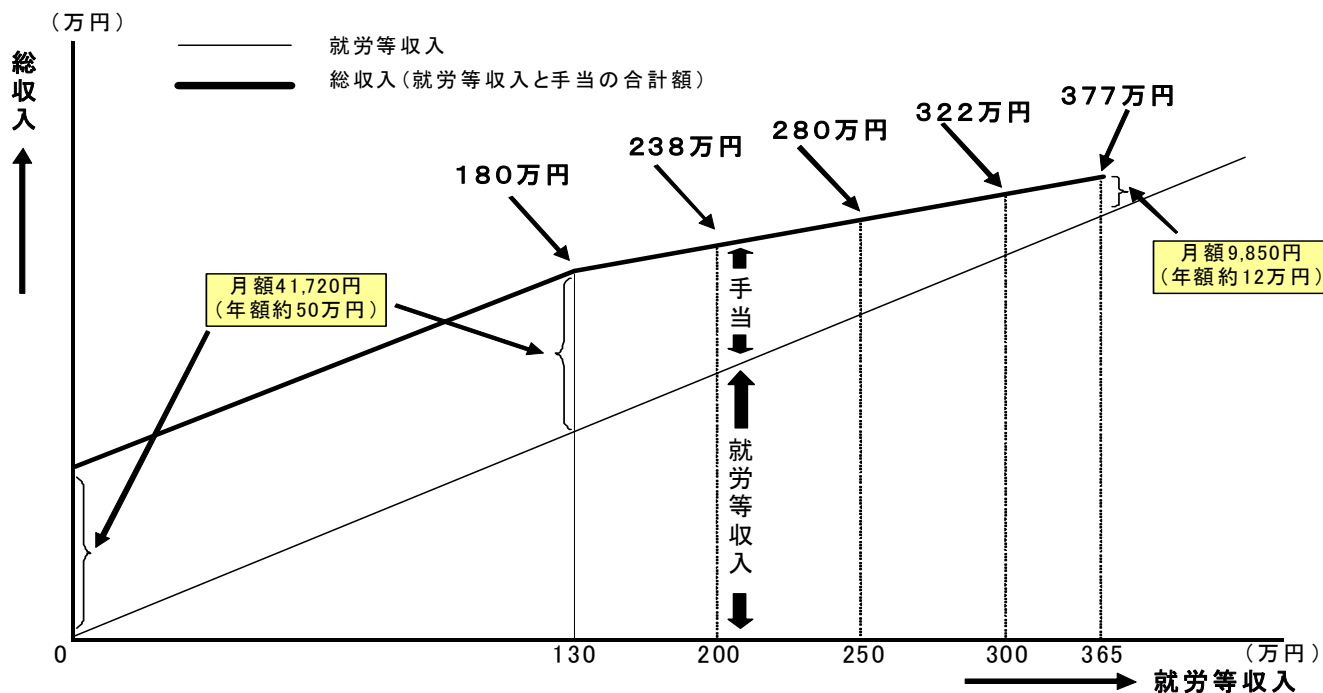
# 児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

	受給者	世帯類型別						
		生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による 遺棄世帯	その他 の世帯
		離婚	その他					
平成19年 4月	948,652	834,030	1,645	9,074	73,528	2,624	4,904	22,847
5月	955,750	840,430	1,663	9,142	73,886	2,628	4,905	23,096
6月	963,214	847,142	1,658	9,203	74,068	2,662	4,938	23,543
7月	969,068	852,498	1,656	9,274	74,468	2,679	4,969	23,524
8月	974,082	856,975	1,681	9,348	74,888	2,703	4,954	23,533
9月	976,572	859,083	1,679	9,389	75,059	2,716	4,944	23,702
10月	979,902	861,731	1,658	9,448	75,361	2,736	4,919	24,049
11月	986,549	867,537	1,693	9,549	75,781	2,756	4,909	24,324
12月	989,822	870,541	1,653	9,607	75,877	2,755	4,884	24,505
平成20年 1月	993,763	874,037	1,658	9,691	76,139	2,753	4,892	24,593
2月	998,912	878,646	1,657	9,744	76,273	2,763	4,912	24,917
3月	955,941	838,592	1,637	8,881	75,246	2,629	4,612	24,344
4月	960,947	843,299	1,643	8,883	75,633	2,630	4,620	24,239
5月	967,949	849,647	1,636	8,950	76,072	2,651	4,658	24,335
6月	974,460	855,372	1,651	9,043	76,456	2,664	4,687	24,587
7月	980,696	861,118	1,645	9,107	76,702	2,686	4,680	24,758
8月	985,560	865,238	1,644	9,183	77,329	2,670	4,668	24,828
9月	987,879	867,144	1,635	9,162	77,621	2,695	4,626	24,996
10月	991,456	870,142	1,628	9,226	77,916	2,702	4,580	25,262
11月	997,190	875,061	1,605	9,292	78,361	2,723	4,568	25,580
12月	1,000,661	878,210	1,579	9,325	78,549	2,721	4,567	25,710
平成21年 1月	1,005,130	882,176	1,567	9,397	78,747	2,734	4,561	25,948
2月	1,011,162	887,558	1,538	9,485	79,085	2,743	4,584	26,169
3月	966,266	845,543	1,503	8,629	78,245	2,615	4,318	25,413

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各月末現在）

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円	192万円
1人	57万円	230万円
2人	95万円	268万円
3人	133万円	306万円
4人	171万円	344万円
5人	209万円	382万円

(母子福祉資金貸付金)

## 母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

### 目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。  
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

### 対象者

- ① 母子福祉資金  
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金  
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

### 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

### 貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

### 実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

### 貸付実績(平成20年度)

- ・母子福祉貸付金 22,561百万円(47,781件)
- ・寡婦福祉貸付金 754百万円(1,244件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係





